文

- 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事実及び理由
- 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。 被控訴人は、Aに対し、574万1700円の損害賠償を請求せよ。 訴訟費用は、第1、第2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

事案の概要

原判決「事実及び理由」第2の1記載のとおりであるから、これを引用する。

争いのない事実等

- 2 争いのない事美寺 次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」第2の2記載のとおりであるから、これを引用する。 (1) 原判決3頁25行目から末行の「本件監査請求を不適法である」を「本件補正予算案は議会の議決を経ている ものの、高知県知事の河川占用許可がおりない限り予算の執行ができないから、現時点において、執行機関として具体 的な財務会計上の行為は行われておらず、高知県知事の許可についても不明瞭であって、地方自治法242条所定の要 件を具備しているとは認められないことを理由に、本件監査請求は不適法」に改める。 (2) 同5頁1行目から2行目の「別紙α暫定道路、大「原常等の同口語な診費日よりに各地は2
- 6行目の「本件第9回口頭弁論期日」を「原審第9回口頭弁論期日」に各改める。

次のとおり当審における当事者双方の追加主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」第2の3記載のとおりから、これのというという。

であるから、これを引用する。
(1) 控訴人の当審における追加主張
被控訴人は、現在新設中の県道 α ・ β 線の工事を本件暫定道路建設の理由としているが、そのこと自体が不自
被控訴人は、現在新設中の県道 α ・ β 線の工事を本件暫定道路であるというのであれば、高知県自身がその暫定道 被控訴人は、現在新設中の県道 $\alpha \cdot \beta$ 線の工事を本件暫定道路建設の埋田としているが、そのこと目体が不目然である。なぜなら、真実、県道新設工事のために必要な暫定道路であるというのであれば、高知県自身がその暫定道路を建設する責務があるのであって、河川敷での信徒できたはずだからである。そして、被控訴人の主張は、結局のところ、県道新設工事のための室戸市の負担分として、本件暫定道路の建設費用が支出されたということになるが、これは、その主観的意図は何であれ、客観的には地方財政法27条の2に抵触するというべきである。すなわち、同条にいう「大規模かつ広域にわたる事業」について、政令では都道府県が施工する都道府県道の新設、改築及び災害復旧に関する工事の費用の市町村への負担転嫁が禁止されているところ、県道 $\alpha \cdot \beta$ 線の新設工事では、国庫が18%、高知県が残りの82%を負担しており、室戸市の負担は求められていない。したがって、本件暫定道路の建設費用を室戸市が負担するのは違法というべきである。

被控訴人の認否

控訴人の上記主張は争う

本件暫定道路が建設されることになったのは,原判決「事実及び理由」第2の3(2)の②のアa記載のとおりで ある。 第3 当裁判所の判断

1 判断の大要、原判決の引用 当裁判所も、本件訴えが不適法であるとの被控訴人の本案前の抗弁は理由がなく、控訴人の請求は理由がないと 判断する。その理由は、後記2のとおり補正し、後記3及び4のとおり当審における控訴人の追加主張及び控訴理由に 対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」第3の1及び2記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決の補正

- (1) 原判決 1 1 頁 8 行目の「訴えの変更」の次に「(訴えの交換的変更)」を加える。 (2) 同 1 2 頁 7 行目の「本件監査請求を不適法である」を「本件補正予算案は議会の議決を経ているものの、高知 県知事の河川占用許可がおりない限り予算の執行ができないから、現時点において、執行機関として具体的な財務会計 上の行為は行われておらず、高知県知事の許可についても不明瞭であって、地方自治法 2 4 2 条所定の要件を具備して いるとは認められないことを理由に、本件監査請求は「地方とアントである。

同14頁3行目の次に行を改め、次のとおり加える。 ② ところで、地方自治法242条の2の規定に基づく住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に 「(2) ところで、地方自治法242条の2の規定に基づく住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実の予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財政行政の適正な運営を確保することを目的とするものである(最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号485頁参照)。換言すれば、住民訴訟は、地方公共団体やその機関の権限に属する地方自治ある。したがって、当該執行機関又は職員の財務行為に関わる非違治242第1項所定の責任を問うるとしたがって、当該執行機関又は職員の財務会計上の行為を捉えて地方自治法242条の2第1項所定の責任としてなきるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法表である場合であっても、その原因行為自体が、財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られた当該執行機関又は職員の行為自体が、財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られた当該執行機関又は職員の行為自体が、財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られた当該執行機関又は職員の行為自体が、財務会計法規上の義務に違反する違法であるか否かに限られた当該執行機関のが相当である(最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照)。 すなわち、住民訴訟における審理の対象は、当該財務会計上の行為が違法であるか否かに限られ、その原因たる非財務会計行為及びその他の地方公共団体の事務一般に法令違反があるか否かではない。先行行為(非財務会計行為)に違法があれば、それを原因としてなされる後行行為(財務会計上の行為)に承継されることがあるとしても、あるに予行為(非財務会計上の行為の原因となる先行行為(非財務会計行為)が著しく合理性を欠き、その高裁判決参照)。

裁判決参照)

裁判決参照)。
(3) これを本件についてみるに、控訴人の主張(当審追加主張を除く。)は、①本件暫定道路を設置する必要性がなかったから河川法26条に違反する、②本件暫定道路の設置は、無期間で恒久的なものとなる可能性が高いから同法24条に違反する、③本件暫定道路の設置は、無期間で恒久的なものとなる可能性が高いから活え24条に違反する、③本件暫定道路の設置は、無期間で恒久的なものである旨を定める道路法29条に違反する、ということを理由に、本件暫定道路の設置のための本件支出負担行為は違法であると主張するものであって、先行行為(非財務会計行為)である本件暫定道路の設置の違法性が、後行行為(財務会計行為)である本件支出負担行為に承継されることを主張するものにほかならないから、先行行為(非財務会計行為)である本件暫定道路の設置が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法が存する場合に限り、本件支出負担行為は違法になると解するのが相当である。そこで、以上の見地に立って、本件暫定道路の設置が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法が存すると認められるか否かを検討する。」

20060512102835. txt

- (4) 同 1 4 頁 4 行目の「(2)」を「(4)」に改め、 1 5 頁 2 行目の「こと、」の次に「本件暫定道路、本件市道、新たに設置される県道(県道 α ・ β 線)、佐喜浜川、人家の位置関係は、本判決添付の別紙図面記載のとおりであること(乙 2 2)、」を加え、 2 3 行目の「(3)」を「(5)」に改める。
 (5) 同 1 6 頁 2 0 行目の「これらの事実等」から 2 5 行目末尾までを次のとおり改める。

- (5) 同16頁20行目の「これらの事実等」から25行目末尾までを次のとおり改める。「これらの認定事実によれば、本件暫定道路は、佐喜浜川の河川管理者である高知県知事が、河川法24条、26条及び27条の許可基準をいずれも満たしているものとして本件河川法許可を与えた上、設置されたものであると推認され、本件河川法許可が高知県知事の裁量を逸脱又は濫用してなされた不合理なものであると認めるに足りないから、本件河川法許可は適法であり、これに基づく本件暫定道路の設置に違法な点はないというべきである。」(6) 同17頁8行目の括弧内を「乙16ないし18、19の1~4、21」に、10行目の「平成15年12月17日」から13行目の「などの事実が認められ」までを「平成16年12月6日の時点において、契約予定者33名のうち30名について用地買収が既に完了し、工事の発注も順次なされ、一部の区間で工事が着工されていること、高知県は、残りの用地買収の交渉を進めているところ、最終的に地権者の同意が得られない場合には、土地収用法に基づく収用手続を進める予定であること、の事実が認められ」に、16行目の「(4)」を「(6)」に各改める。(7) 同18頁17行目の「前記(2)」を「上記(4)」に、末行の「本件暫定道路」から19頁1行目末尾までを「本件暫定道路の設置が室戸市に与えられた裁量を逸脱又は濫用したものとして道路法29条に違反する違法なものである
- 件暫定道路の設置が室戸市に与えられた裁量を逸脱又は濫用したものとして道路法29条に違反する違法なものである
- であるとは認められない

らとは認められない。 3) よって、控訴人の上記主張は理由がない。 控訴人の控訴理由に対する判断 控訴人は、控訴理由において、原判決の事実認定及び法律判断の誤りを指摘して縷々論難する。 ・ ないで、 物部1の物部理由を検討しても、 本件暫定道路の設置が著しく合理性を欠き、そのために予算執 しかしながら、控訴人の控訴理由を検討しても、本件暫定道路の設置が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法が存するとは認められないから、本件支出負担行為に違法はなく、したがっ て,控訴人の請求は理由がないとの当裁判所の判断は左右されない。 第4 結語

よって. 控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文の とおり判決する。

高松高等裁判所第2部

裁判長裁判官	紙	浦	健	=
裁判官	熱	田	康	明
裁判官	鳥	岡	*	雄